別紙第9号書式の次に次の書式を加える。

別紙第10号書式

第　　号

犯則事件調査職員証票

国税庁、国税局又は税務署

官　氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、国税通則法第11章第1節の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する職員であることを証明する。

年　　月　　日交付

国税庁長官、国税局長又は税務署長　㊞

備　考

用紙の大きさは、日本工業規格B列8とし、紙質は厚紙白紙とする。

附　則

1　この省令は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第十六条第一項の表の改正規定及び別紙第9号書式の次に次の書式を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。

2　改正後の国税通則法施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に納付する国税について適用する。

○財務省令第二十四号

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）の施行に伴い、並びに同令附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則の規定に基づき、並びに租税特別措置法及び同令を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　法人税法の特例（第二十条―第二十二条の八十三）」を「第三章　法人税法の特例（第二十条―第二十二条の八十三）　第一節　特別税額控除（第二十条―第二十二条の二十三）　第二節　連結法人の特例除及び減価償却の特例等（第二十二条の二十二）　特別税額控除及び減価償却の特例等（第二十二条の二十三―第二十二条の八十三）」に、「第三十一条の八」を「第三十一条の十」に改める。

第三条の五第一項第一号中「第三条の十において「事務代行団体」を「第三条の十三第九項において「事務代行団体」に、「同項に」を「法第四条の二第一項において「特定賃金支払者」を「において「特定賃金支払者」に改め、同条第三項第一号、第八項第四号及び第十五項第二号中「第三条の十六」を「第三条の十五」に改め、同条に次の一項を加える。

18　施行令第二条の二十五の二に規定する事実の発生が同条に規定する災害等の事由（以下この項において「災害等の事由」という。）に基因するものであることの同条に規定する所轄税務署長による確認は、同条に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人から次に掲げる事項を記載した書面（当該災害等の事由が生じたことを明らかにする書類が添付されたものに限る。）による申出（当該災害等の事由が生じた日から十一月を経過する日までに行われるものに限る。）を受けて行われるものとする。

一　その者の氏名及び住所並びにその者の賃金の支払者及び勤務先等の名称及び所在地

二　現に財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地

三　当該事実の発生が当該災害等の事由に基因するものであることについての事情の詳細及び当該災害等の事由が生じた年月日

四　その他参考となるべき事項

第三条の六第三項第一号中「通知書（」を「通知書等（」に、「通知書を」を「通知書又は同項に規定する所轄税務署長の確認に係る書面を」に、「通知書に」を「通知書等に」に、「通知書の」を「通知書等の」に改め、同項第二号イ⑵及びロ⑵並びに第四項第二号中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第九項第一号中「退職等」を「同項第三号に規定する退職等」に、「同項第三号」を「同号」に改める。

第三条の八第一項中「第三条の十六」を「第三条の十五」に改める。

第三条の十を次のように改める。

（災害等の事由についての確認手続）

第三条の十　第三条の五第十八項の規定は、施行令第二条の二十八第一項の解約が同項に規定する災害等の事由に基因するものであることの同項に規定する所轄税務署長による確認について準用する。この場合において、第三条の五第十八項中「第二条の二十八第一項」と、「事実の発生が同条」とあるのは「解約が同項」と、「の二十五の二」とあるのは「第二条の同条第一項」と、「同条」とあるのは「、同項」と、「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄申告書」と、同項第二号中「財産形成住宅貯蓄」と読み替えるものとする。

2　第三条の五第十八項の規定は、施行令第二条の二十一において準用する施行令第二条の二十五の二に規定する事実の発生が同条に規定する災害等の事由に基因するものであることの同条に規定する所轄税務署長による確認について準用する。この場合において、同項中「施行令」とあるのは「施行令第二条の三十一において準用する施行令」と、「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄申告書」と、同項第二号中「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄」と読み替えるものとする。